

三田市民病院 陣痛室の付き添い・分娩時の立ち合いの条件

陣痛室付き添い、立ち合い分娩ができる条件

- ・夫（パートナー）に限る。
- ・分娩直前までの8日間、妊婦と同居している。
- ・8日以内に発熱、咳、鼻汁、痰、息切れ、喉痛、味覚・臭覚障害、強い倦怠感、下痢、嘔気・嘔吐、頭痛、関節・筋肉痛、がない。
- ・8日以内に新型コロナウイルス陽性患者との接触がない。
- ・8日以内に、旅行や出張、家族以外との会食をしていない。

以上の条件を満たす場合に、下記の項目を遵守していただきながら付き添いをしていただきます。上記に当てはまらない場合は、付き添い、立ち合い分娩はできません。

- ・来院時の体温測定、手洗い、消毒、不織布マスクの着用をお願いします。（布マスク・ウレタンマスクは不可）
- ・チェックリストに「いいえ」のチェックがある場合は、すぐに帰宅していただきます。
- ・付添い中は当院よりお渡しするフェイスシールドを着用していただきます。
- ・付き添い開始から分娩終了まで院外に出ないようお願いします。（ご自身の食事や水分はご持参ください）
- ・分娩終了後、ご家族で過ごしていただく時間は最長1時間とします。その後は速やかにご帰宅をお願いします。
- ・その後の入院中の面会は、病院の規則に則ってください。

また、下記の場合は、再度、付き添い・立ち合いを中止させていただく場合があります。

- ・三田市を含む地域に、「緊急事態宣言」が発出されている場合。
- ・当該病棟で患者様の安全が守られないと判断した場合
- ・その他、県内・市内の状況を鑑み、付き添いが困難と総合的に判断した場合。

どのような状況におきましても、皆様に安心してお産していただけるよう、産婦人科スタッフ一同、今後も努力して参ります。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

三田市民病院